

(平成 28 年度前期以降)

## 特定事業所集中減算に係る Q & A (平成 28 年度前期以降)

特定事業所集中減算について、お問い合わせの多いものを中心に掲載しました。ご参考ください。

### 制度全般に関することについて

- Q 1 特定事業所集中減算について知りたい場合や様式をダウンロードしたい場合、どこを見ればわかりますか。
- A 1 東京都介護サービス情報の「業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等」特定事業所集中減算(平成 28 年度前期分以降)に、関係法令、東京都に提出する様式、「正当な理由」の判断基準等を掲載していますので、参考にしてください。  
掲載 URL  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/gyoumutodoke/genzan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/genzan.html)
- Q 2 平成 27 年度介護報酬改定で減算の適用割合が 90%から 80%に下がり、対象サービスが訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の 3 サービス以外にも増えましたが、これはいつからですか。平成 27 年 4 月からですか。
- A 2 平成 27 年度介護報酬改定により、特定事業所集中減算の制度が変更になりましたが、これは平成 27 年度後期(平成 27 年 9 月 1 日)からです。平成 27 年度前期は、これまでと同じ取扱いになります。
- Q 3 9 月の紹介率最高法人の割合が 80%を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。
- A 3 80%を超えているかどうかは、9 月だけで判断するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下ようになります。
- |           |             |        |              |
|-----------|-------------|--------|--------------|
| 前期...判定期間 | 3 月分から 8 月分 | 減算適用期間 | 10 月分から 3 月分 |
| 後期...判定期間 | 9 月分から 2 月分 | 減算適用期間 | 4 月分から 9 月分  |
- 例えば、平成 27 年 3 月から 8 月までで 80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、平成 27 年 10 月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等するものではありません。  
本来減算だったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って返還する場合があります。
- Q 4 例えば、訪問介護の紹介率最高法人が 80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。
- A 4 特定事業所集中減算は、一つのサービスでも 80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支

(平成 28 年度前期以降)

援費であっても、減算することになります。

### 基本的な提出方法等について

Q 5 提出先の郵便番号、住所、宛先はどこになりますか。

A 5 下記の宛先へ郵送をお願いします。

〒163-8001 (住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当

Q 6 紹介率最高法人の割合が 80%を超えていますが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が 20 件以下である等の正当な理由に該当している(と思われる)。それでも「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければなりませんか。

A 6 80%を超えていれば正当な理由に該当している場合であっても「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、届け出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載して提出してください(正当な理由に該当するかどうかは、都が判断します)。

Q 7 紹介率最高法人の割合が 80%を超えていませんが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成しなければなりませんか。

A 7 80%を超えていなければ「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出は不要ですが、全ての居宅介護支援事業所が作成して、2年間保存しなければなりません。

Q 8 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は、80%を超えた場合、法人の代表者印を押して提出し、保存しますが、80%を超えない場合でも代表者印を押さなければいけませんか。

A 8 必ずしも代表者印を押さなくてもよいですが、法人内で責任のある者が確認していることがわかるように保存されてあることが望ましいです。

Q 9 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出方法が郵送となっていますが、郵送方法はどうしたらよいですか。

A 9 普通郵便でかまいませんが、届いたかどうか心配であれば配達記録や書留などの方法でもかまいません。

なお、届出書様式のコピーと返信用封筒を同封していただければ、コピーに收受印を押して返送いたします。ただし、あくまで届出書を収受したことを確認するための対応となりますので、届出書の結果通知ではないことをご了承ください。

Q 10 3月(9月)15日までに提出が間に合わない場合はどうしたらよいですか。

A 10 必ず間に合うように提出してください。万が一遅れた場合は速やかに提出してください。

Q 11 3月(9月)末で廃止予定ですが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係

(平成 28 年度前期以降)

る届出書」の提出義務はありますか。

A 11 作成し保存することは必要です。80%を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出してください。その際、正当な理由の欄に「3月(9月)未廃止」と記載してください。

Q 12 特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算様式 1 - 11)」「(加算届)」も提出する必要がありますか。

A 12 「加算届」は、減算の適用の有無が変わる場合に提出が必要となります。具体的には、減算の適用が「なし」から「あり」になる場合、「あり」から「なし」になる場合の2通りです。

特に、減算が「あり」から「なし」になっても、この加算届が提出されなければ、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますので、ご注意ください。

また、「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、加算届の提出が必要になります。

Q 13 Q 12 の加算届はいつまでに提出すればよいですか。

A 13 加算届は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当へ提出してください。判定期間が前期であれば9月15日まで、後期であれば3月15日までが提出期限です。

## 計算方法等について

Q 14 「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。

A 14 その月に給付管理(報酬請求)したプランをカウントします。新規作成だけでなく、その月に利用している方全てをカウントします。

Q 15 区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。

A 15 サービスを提供した月でカウントします。例えば、4月サービス分を月遅れで6月に5月サービス分と一緒に請求したケースは、5月ではなく4月の件数にカウントします。

Q 16 介護予防は件数に含まれますか。

A 16 含まれません。

Q 17 基準該当の事業所分は件数に含まれますか。

A 17 含まれません。

Q 18 例えば、A 法人の B 事業所と C 事業所の訪問介護を利用している場合、B と C それぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。

A 18 紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B 事業所と C 事業

(平成 28 年度前期以降)

所の利用者の数を合わせた、A 法人の利用者の割合で計算します。

Q19 例えば、同一の利用者が A 法人と B 法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。

A19 「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」(=分母)は 1 件とカウントします。A 法人と B 法人に位置付けた居宅サービス計画数 (=分子)には、それぞれ 1 件ずつカウントします。

(具体例)

訪問介護の利用者 100 人のうち、A 法人のみ利用が 80 人、B 法人のみ利用が 15 人、A、B 両方利用しているのが 5 人の場合、

A 法人は  $(80+5) \div 100 = 0.85 = 85\%$

B 法人は  $(15+5) \div 100 = 0.20 = 20\%$  になります。

### 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書の記入方法について

Q20 事業所 1、事業所 2 とありますが、上位 2 つの事業所を計算するということでしょうか。

A20 計算は上位 2 つだけでなく、全てカウントします。同一法人で、3 つ以上の事業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に上位 2 つまで記入し、3 つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書 別紙」を使用してください。

Q21 同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいでしょうか。

A21 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか 1 法人を記載し、別紙 (任意様式) に他の法人を記載してください。

Q22 紹介率が 80% 以下のサービスは記入しなくてもよいでしょうか。

A22 紹介率が 80% 以下の場合でも、全て記入する必要があります。

Q23 紹介率最高法人の住所、代表者名がわからない場合はどうすればよいでしょうか。

A23 東京都介護サービス情報の「業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等 > 特定事業所集中減算 (平成 27 年度後期分以降)」に掲載している事業所一覧に、法人の住所や代表者名を記載していますので、ご参考ください。

掲載 URL

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/gyoumutodoke/27\\_gensan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/27_gensan.html)

Q24 正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したらよいでしょうか。

A24 いずれか 1 つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありますので、複数の番号を記入することを推奨しています。

(平成 28 年度前期以降)

## 正当な理由について

Q25 「日常生活圏域」とは何ですか。

A25 「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定に基づき、区市町村が介護保険事業計画において定める区域のことです。

Q26 「サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満」とありますが、実際に何か所あるのかわかりません。どこから情報を入手すればよいでしょうか。

A26 事業所の情報については、東京都に届出等された内容に基づき、東京都介護サービス情報の「業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算(平成28年度前期分以降)」に掲載していますので、そちらを確認してください。

掲載 URL

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/gyoumutodoke/27\\_gensan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/27_gensan.html)

Q27 利用者から理由書をもらい、地域ケア会議等で意見や助言を受けているものは、正当な理由に該当しないのでしょうか。

A27 東京都では、地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に該当しません。

Q28 東京都福祉サービス第三者評価については、どこに問い合わせをすればいいでしょうか。

A28 第三者評価に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

東京都福祉サービス評価推進機構

(公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室)

電話 03-3344-8515

また、とうきょう福祉ナビゲーション (<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)

も参考にしてください。

## 地域密着型通所介護の取扱いについて

Q29 平成28年5月30日付の厚生労働省事務連絡によると、「平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。」とされている。東京都ではどのように計算すればよいでしょうか。

A29 上記の事務連絡は、通所介護事業所と地域密着型通所介護事業所の両方を利用している利用者がある場合について述べています。東京都では、通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法と、地域密着型通所介護を通所介護に含めて

(平成 28 年度前期以降)

計算する方法のどちらかを選択していただきます。どちらを選択していただいても構いません。

なお、平成 28 年 3 月分は通所介護事業所の件数を計算し、4 月分以降は、通所介護と地域密着型通所介護をそれぞれ計算するか、地域密着型通所介護を合計して計算するか、どちらか一方を選択してご記入をお願いします。

(具体例)

利用者 A : 通所介護事業所 ( a 法人 )

利用者 B : 地域密着型通所介護事業所 ( a 法人 )

利用者 C : 通所介護事業所 ( b 法人 )

利用者 D : 地域密着型通所介護事業所 ( c 法人 )

利用者 E : 通所介護事業所 ( b 法人 )、地域密着型通所介護事業所 ( d 法人 )

通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法

通所介護 ( a 法人 ) の紹介率 :  $1 ( a 法人の合計 ) \div 3 ( 通所介護の件数 ) = 33.4\%$

通所介護 ( b 法人 ) の紹介率 :  $2 ( b 法人の合計 ) \div 3 ( 通所介護の件数 ) = 66.7\%$

地域密着型通所介護 ( a 法人 ) の紹介率 :

$1 ( a 法人の合計 ) \div 3 ( 地域密着型通所介護の件数 ) = 33.4\%$

地域密着型通所介護 ( c 法人 ) の紹介率 :

$1 ( c 法人の合計 ) \div 3 ( 地域密着型通所介護の件数 ) = 33.4\%$

地域密着型通所介護 ( d 法人 ) の紹介率 :

$1 ( d 法人の合計 ) \div 3 ( 地域密着型通所介護の件数 ) = 33.4\%$

地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法

a 法人の紹介率 :  $2 ( a 法人の合計 ) \div 5 ( 通所介護 \cdot 地域密着型通所介護の件数 ) = 40\%$

b 法人の紹介率 :  $2 ( b 法人の合計 ) \div 5 ( 通所介護 \cdot 地域密着型通所介護の件数 ) = 40\%$

c 法人の紹介率 :  $1 ( c 法人の合計 ) \div 5 ( 通所介護 \cdot 地域密着型通所介護の件数 ) = 20\%$

d 法人の紹介率 :  $1 ( d 法人の合計 ) \div 5 ( 通所介護 \cdot 地域密着型通所介護の件数 ) = 20\%$

上記の具体例の他に、東京都サービス情報の「業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等 > 特定事業所集中減算 (平成 28 年度前期分以降)」に計算例を掲載しています。

「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」エクセルファイルの別シート of 計算例をご覧ください。

掲載 URL

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/gyoumutodoke/27\\_gensan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/27_gensan.html)

Q30 平成 28 年度前期分について、通所介護と地域密着型通所介護をそれぞれ計算する場合、日常生活圏域内の事業所数は平成 28 年 4 月現在の事業所数を基準とするのでしょうか。

A30 地域密着型通所介護を含めた通所介護の場合は、平成 28 年 3 月 1 日現在の事業所数を、地域密着型通所介護のみ、または、通所介護のみ (地域密着型通所介護を除く) の場合、平成 28 年 4 月 1 日現在の事業所数を基準とします。

日常生活圏域については、東京都介護サービス情報の「業務管理体制に係る届出・

(平成 28 年度前期以降)

老人福祉法の届出等「特定事業所集中減算(平成 28 年度前期分以降)」に掲載しています。地域密着型通所介護を含めた通所介護事業所については、平成 28 年 3 月 1 日現在、地域密着型通所介護と通所介護(地域密着型通所介護を除く)については、平成 28 年 4 月 1 日現在の事業所数を計算しています。

Q31 地域密着型通所介護については、東京都福祉サービス第三者評価を平成 28 年 4 月以前に通所介護として受審した場合は正当な理由として考慮されるのでしょうか。

A31 平成 28 年 4 月に地域密着型通所介護事業所に移行する以前に、通所介護事業所として第三者評価を受審していた場合、有効期間内(平成 28 年前期分の有効期間は、平成 25 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日まで)であれば、正当な理由として考慮します。

### その他(例外的な取扱いなど)

Q32 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち、外部連携型(訪問看護のサービスを連携先の訪問看護ステーション等が行う形態)をケアプランに位置付ける場合、プラン上の件数は定期巡回 1 件、訪問看護 1 件となりますが、これは集中減算を判定する上で両者ともケアプランの件数として計上する必要がありますでしょうか。

A32 本来、集中減算を判定する際はケアプラン上の計画件数を全てカウントします。しかし、連携先の訪問看護事業所はあらかじめ定期巡回の事業所によって定められており、居宅介護支援事業所側に選択の余地がないことから、外部連携型サービスの連携先として位置付けられている訪問看護事業所は、例外的に集中減算を判定する上でのケアプラン数としては計上しなくてよいものと取り扱います。